

長野県男女共同参画推進県民会議 規約

第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 この会議は、長野県男女共同参画推進県民会議という。

(事務所)

第2条 この会議の事務所は、長野市内に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 この会議は、男女共同参画を県民参加のもとに推進することにより、男女の人権が共に尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 男女の人権が尊重されるための諸活動
- (2) 男女平等についての家庭教育、学校教育、社会教育の充実を図るための諸活動
- (3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革のための諸活動
- (4) 女性の政策・方針決定過程への参画を進めるための諸活動
- (5) 男女が家庭生活と職業・地域生活を両立できるようにするための諸活動
- (6) 男女の生涯を通じた健康を支援するための諸活動
- (7) 高齢期の男女が生き生きと安心して暮らせるための諸活動
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この会議の会員は、会議の目的に賛同する団体、及び個人とする。

2 この会議に入会又は退会しようとするものは、会長に申し出て理事会の承認を得るものとする。

第4章 役員と事務局

(役員の種類と数)

第6条 この会議に次の役員を置く。

| | |
|-------|-------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事 | 10名以内 |
| 監 事 | 2名 |

第7条 会長は、この会を代表し、会議を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、第19条に定めるところによりその職務を行う。

第8条 監事は、この会議の会計及び業務の執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任)

第9条 会長、副会長、理事及び監事は、総会で選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のために就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員任期が満了した場合には後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第11条 この会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の前任者がその任につき、任期は現会長の任期までとする。

4 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第12条 この会議の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

3 事務局に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 会 議

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び理事会とする。

(会議の招集)

第14条 会議は会長が招集し、総会にあってはその議決によって選任された会員が、理事会にあっては会長が議長となる。

(会議の定足数)

第15条 会議は、過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

(議決の定足数)

第16条 会議の議事は、出席したものの過半数の同意をもってこれを決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決の委任)

第17条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、代理人に理事の権限を委任することができる。

(総会)

第18条 総会は、この会議の最高決議機関であって、会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上開催するものとする。

3 次に掲げる事項は総会において審議する。

(1) 事業計画及び歳入歳出予算の決定

(2) 事業報告及び歳入歳出決算の承認

(3) その他会長の付議した事項

(理事会)

第19条 理事会は、業務の執行機関であって会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 事業計画及び歳入歳出予算に関すること。

(2) 業務の運営に関すること。

(3) その他会長の付議した事項に関すること。

第6章 部 会

(部 会)

第20条 この会議の業務を推進するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、理事及び会員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の中から会長が指名する。

第7章 会 計

(経 費)

第21条 この会議に要する経費は、会費、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 この会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の改正並びに解散

(規約の改正)

第23条 この規約は、総会において、改正することができる。

(解 散)

第24条 この会議は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第9章 補 則

(細 則)

第25条 この規約の施行について必要な事項は、理事会にはかつて会長が定める。

附 則

この規約は、昭和53年8月20日から施行する。

(一部改正 昭和55年6月3日)

(一部改正 昭和62年5月12日)

(一部改正 平成4年4月28日)

(一部改正 平成13年3月19日)

(一部改正 平成13年3月19日)

(一部改正 平成14年5月7日)

(一部改正 平成16年5月17日)